

○提出書類

- 1 事業計画書提出の鑑文
- 2 事業計画書
- 3 減免（家計急変）調書
- 4 試算表

【事由を確認するもの】

- 5 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
 - ・ 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出、離婚届出など、その他事由を確認できる書類の写し

【収入を確認するもの】

- 6 家計急変後の収入を証明する書類
 - (1) 家計急変後の収入が住民税に反映されている場合（家計急変事由がR4.12月以前）
 - ・ 令和5年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書（所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）
 - (2) 家計急変後の収入が住民税に反映されていない場合（家計急変事由がR5.1月以降）

令和5年の所得等がわかる書類

 - ・ 給与所得者の場合、令和5年に支給された給与の給与明細（1月から直近までのものが望ましい）
 - ・ 個人事業主の場合、令和5年の収入・経費・所得が分かる書類（1月から直近までのものが望ましい）
 - ・ 令和6年1月下旬頃、令和5年の実際の収入が分かる書類の提出が必要です。

EX) ・ 給与所得者の場合：源泉徴収票

 - ・ 個人事業主の場合：原則、税理士等の第3者による令和5年の所得証明書（1月～12月の各月の収入・経費・所得が記載されているもの）
 - ・ 令和5年度の課税証明書又は特別徴収税額決定通知書（所得控除、市町村民税の課税標準額、市町村民税の調整控除の額が記載されているもの）

【資産を確認するもの】

7 保護者等の資産状況について及び確認できる証拠書類

・保護者の資産の状況について

対象となる資産の範囲は以下のとおりとし、土地・建物等の不動産は対象としない。また、住宅ローン等の負債と相殺することはできない。

- ・現金及びこれに準ずるもの（投資信託、投資用資産として保有する金・銀等）
- ・預貯金（普通預金、定期預金等）、有価証券（株式、国債、社債、地方債等）
- ・満期や解約により現金化した保険